

議 事 録

第 3 1 回 多 久 市 農 業 委 員 会 定 例 会

1 日 時 令和 8 年 1 月 6 日 (火) 9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0

2 場 所 第三委員会室

3 出席委員

1 番	野方 信良	2 番	百崎 善夫
3 番	北島 正章	4 番	永渕 晴彦
5 番	北島 繁安		
7 番	平山 一信	8 番	白仁田 和幸
9 番	山田 俊哉	1 0 番	曲渕 啓子
1 1 番	釘崎 正弘	1 2 番	田中 英行

4 欠席委員

6 番 陣内 敬

5 議事日程

- ・第 9 0 号議案 農地法第 3 条による許可申請について
- ・第 9 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可の取消について
- ・第 9 2 号議案 農地法第 5 条による許可申請について
- ・第 9 3 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
- ・第 9 4 号議案 多久市農用地利用集積等促進計画 (案) について
- ・第 9 5 号議案 多久市農業振興地域整備計画の変更 (除外) に係る意見等について

6 事務局

局 長 松永 直
次 長 藤瀬 英樹
係 長 平野 恵美子
主 事 溝口 亮太

(議長) 永淵会長

議事録署名委員の指名

9番 山田委員、10番 曲淵委員を指名

(議長)

第90号議案 農地法第3条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(議長)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。

(農業委員) 申請番号1番・2番について

両方とも現況は畑なのか

また無償贈与であるが、その理由は何かあるのか

(事務局)

両方とも畑(樹園地)

申請番号1番について、譲渡人が無償でも構わないということで無償贈与

申請番号2番について、譲渡人が相続により所有し管理できないため、親戚関係である譲受人に管理耕作目的での無償贈与

(議長)

第90号議案農地法第3条による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第90号議案 農地法第3条による許可申請につきましては、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

次に第91号議案 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、事務局より議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(議長)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。

(農業委員) 申請番号 2 番について
譲受人が行方不明とのことだが、今回の 3 筆以外にも譲り受けや借り受けを行っているのではなかったか

(事務局)
他にもあるが、いくつかは整理済みの模様
今回の件はできなかつたらしく議案として挙げている

(事務局)
行方不明であるが、取消など可能なのか

(事務局)
届出は当事者それぞれの直筆で名前を記入していただいている
譲受人には親類を通して申請書を送付していただいている
譲受人はもう耕作をしないとのことであった

(農業委員) 申請番号 1 番について
内容についてももう少し詳しい説明が聞きたい

(事務局)
今回の申請土地について、もともと数年前に転用許可が出されていた農地の一部であったが、転用完了証明が提出されていないうちに農地法第 3 条による売買申請が出されている
本来この 3 条申請は許可をしてはいけないもの
県に完了証明を行うためには、当時の 3 条許可を取り消し、所有権などを農地法第 5 条申請時の状態に戻す必要がある
その過程の一つとして今回議題に挙がっている

(農業委員) 申請番号 1 番について
現況はどのような状態なのか

(事務局)
現在この土地は田として耕作されている

(議長)
第 9 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可の取消しについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第91号議案 農地法第3条の規定による許可の取消しにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

次に第92号議案、農地法第5条による許可申請について、これに関連する第93号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について併せて、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(地区担当委員 補足説明)

(議長)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。

(農業委員) 93号議案について
この議案は必要なのか

(事務局)

元々一体利用としての計画であり、都合により分けて申請しているが、増設という形になるので事業計画の変更申請が必要

(農業委員) 変更内容について
駐車場となっているが、誰が使用するためのものなのか

(事務局)

業者が作業車や管理車を停めるため

(議長)

第92号議案 農地法第5条による許可申請、及び第93号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第92号議案、第93号議案につきましては、本委員会で許可相当の意見を付して、県に進達することに決定いたしました。

(議長)

次に、第94号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(議長)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。

(農業委員) 申請番号17番について
出し手の方は市内に在住しているのか

(事務局)

市内に在住している

(議長)

第94号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第94号議案については、原案どおり決定いたしました。

(議長)

第95号議案、多久市農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、意見照会があります。農林課から議案の説明をお願いします。

(農林課 朗読と説明)

(議長)

委員の皆様から、何か質問はありませんか。

(農業委員)

圃場整備を行ったから農業振興地域になっているのか

(農林課)

現在少し荒れているが、圃場整備をされており、綺麗に区切りされているため、第1種農地と判断をしている

(農業委員)

どのような意見を求めているのか

(農林課)

- ・農振除外について、10ページの内容を総合的に考慮して適当・不適當の証明をいただきたい
- ・地域計画について、周辺や地域の計画等に支障がないかどうか、農業委員会から意見をいただきたい

(事務局) 審議の詳細について

「資力及び信用」が適当かどうか農業委員会の判断でよいのか

(農林課)

それで問題ない、詳細な金融機関等の証明は必要ない

(事務局) 審議の詳細について

「転用行為の妨げとなる権利」については現段階で調べておく必要があるのではないかと

(農林課)

確認済み 反対債権等の設定もない

(議長)

第95号議案多久市農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、原案に対し異議なしの方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第95号議案については、本委員会で異議なしを付して、市に回答することに決定いたしました。

議事終了

報告事項

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・あっせん申出書について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

次回定例会について

令和 8年 2月 3日 (火) 9:00～ 第三委員会室

上記のとおり会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 8年 月 日

会 長

9番委員

10番委員